

# 淀川水系流域委員会 第35回委員会

## 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行ったうえで確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております。(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員、西野委員

日 時：平成16年11月16日(月) 16:00～18:30

場 所：カラスマプラザ21 8階大中会議室

〔午後 4時 3分 開会〕

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

皆様お待たせいたしました。定刻となりましたので、また委員の皆様のご出席が定足数に達しておりますので、これより淀川水系流域委員会第35回委員会を開会させていただきます。司会進行は、庶務を担当しておりますみずほ情報総研の鈴木が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、本日、傍聴者が多数でございまして、会場の方が多少手狭になっております。後ろの通路の奥の第5ホールを準備させていただいておりますので、もし手狭な方がいらっしゃれば、そちらにプロジェクター等も配置してございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に幾つかのご報告、ご確認をお願いさせていただきます。まず、配付資料の確認でございます。袋詰めの資料をお開きください。いつものように、「発言にあたってのお願い」、黄色い紙がございます。その次に、本日の議事次第、配付資料リストがございます。本日の配付資料の内容でございますが、資料1が「前回委員会以降の状況報告」でございます。資料2-1、「ダムWG報告（案）」ということですが、これは、本日の原案ということございまして、委員及び河川管理者の方のみの配付とさせていただきます。また、この資料につきまして、1ページのみの配付とさせていただきます。続きまして、資料2-2が「開催経過」でございます。資料2-3「河川管理者からの提出資料一覧」でございます。資料2-4が「ダムワーキングでの審議経過」でございます。続きまして、資料3-1が「平成16年度事業に係わる進捗点検の検討経過」でございます。資料3-2が同じく「開催経過」でございます。資料3-3が「河川管理者からの提出資料一覧」でございます。資料3-4が「各地域部会での審議経過」でございます。続きまして、資料4-1「委員会における今後の検討スケジュール」でございます。資料4-2「住民の意見を聴く会の実施要領（案）」でございます。資料5が「今後のスケジュール」でございます。最後に参考資料1として、「委員および一般からのご意見」をおつけしてございます。不足等がございましたら、庶務の方までお申しつけくださいますようお願いいたします。

また、発言に当たってのお願い等でございます。本日は非常に多数の一般傍聴の方も出席されておりますが、一般傍聴の方にもご発言の時間を設けさせていただく予定です。その際には、黄色の「発言にあたってのお願い」をご一読ください。また、委員の方々の審議中は一般傍聴の方々の発言はご遠慮いただきます。ご協力お願いいたします。

会議終了後、議事録を作成いたしますので、委員の方々、河川管理者の方々におかれましてもご発言の際は、必ずマイクを通してお名前をいただいた上で発言いただきますようお願いいたします。

最後に、携帯電話をお持ちの場合は、審議の妨げになりますので、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。

本日は19時には終了させていただきたいと存じます。ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、早速ですが審議に移りたいと思います。芦田委員長、よろしくをお願いいたします。

〔審議〕

芦田委員長

芦田でございます。それでは、第35回委員会をこれから開催いたします。

我々の委員会の結論も近いということもあって、きょうは多数ご出席いただいておりますが、関心を持っていただいております。我々も今一生懸命やっております、連日連夜ダムワーキング、地域部会、その他で検討を重ねておるところでございますが、きょうはその検討経過につきまして、ご報告いたしたいと思う次第でございます。

それでは、まず庶務の方から状況報告についてお願いします。

1) 状況報告

庶務（みずほ情報総研 篠田）

資料1の方を見ていただきました。前回委員会10月25日に行いましたが、これ以降の状況報告としまして、資料としまして結果報告を添付しております。

前回の委員会の開催時点で、結果報告が確定しなかった会議の内容に関しましては から になります。それで、 が前回の委員会ということになっております。それ以降この1カ月の間で開催した内容に関しましては から になっております。11月2日火曜日に第23回猪名川部会、その翌日の3日水曜日に第39回運営会議、11月8日月曜日に2つやっております、 の第3回3ダムサブワーキングを午前にやりまして、 の第29回琵琶湖部会が午後開催しました。それで、最後に11月10日に第8回ダムワーキングを行っております。これに関しまして、現状結果報告、正式なものは だけでして、残りの分に関しましては、今検討作業中でありまして、以上で終わります。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、ダムワーキンググループからの報告案の検討に入りたいと思います。まず、今本リーダーの方からご説明をお願いします。

2) ダムワーキングにおける経過検討

今本委員

ダムワーキングの報告は、これまで、きょうの委員会におきまして各ダムの効果、あるいはダム

以外の効果のところまで説明すると言っていたわけですが、予定によりますと、12月1日に河川管理者から各ダム最終的な、これまでの説明で抜けていたものの補足説明があります。また12月5日には、利水を含めた最終報告があります。そのために、各ダムにつきましては、その説明を聞いてから案文をつくった方がいいのではないかとということで、きょうはダムについての流域委員会としての基本的な考えと、ダムについての検討方針について説明させていただきます。

きょうは、この審議によって内容が大幅に変わる可能性があるということで、一般傍聴の方にはこの資料を配付しておりません。また、委員の方にも資料として一応は配っておりますけども、これはあくまで参考であり、これから大幅に変わることもあるということをお聞きいただきたいと思っております。

まず、ダムワーキングの報告ですが、最初に大きな枠組みで言いますと、1が「はじめに」ということになっています。2が「事業中のダムについての検討方針」、3が「事業中のダムによる方法あるいはダム以外による方法の効果」、4が「事業中のダムの評価」、5が「終わりに」という5つの章立てにしたいと思っております。

きょうは資料なしでやらせてください。まず、最初に基本的な考え方というものを書きたいと思っています。一度配布しました資料を回収しました分は、実はほかのところの部分が随分入っておりまして、それが先入観を与えるという意見があって、あえて引き揚げさせていただきました。

まず、ダムは、治水あるいは利水に対して効果を持ちます。このため、特に1950年代以降に大規模なダムが全国各地の河川に多数建設され、これらが治水、あるいは利水の安全度の向上をもたらす、我が国の産業、経済の発展に多大の貢献をしてきました。しかし、その一方でダムが自然環境及び社会環境に重大な影響を及ぼしてきたことを見逃すことができません。このような現実を踏まえ、淀川水系流域委員会のこれまでの議論、あるいはダムワーキングでの議論を踏まえ、ダムについての基本的な考えを示すと、次のようであります。

ダムは、自然環境及び社会環境に重大な影響をもたらす。自然環境の保全・回復という観点から見ると、ダムは好ましいものということは決してできない。特に自然環境に対して不可逆的で重大な負の影響を及ぼすおそれがあると考えられる場合は、たとえ治水あるいは利水の観点から必要とされても、予防原則にのっとりダム建設を極力回避するようしなければならない。これが環境面から見たダムについての考え方です。

次は治水面です。治水面でいえば、ダムは流入する洪水流量を調節する機能がある。しかし、ダムが治水効果を発揮するのは、貯水容量が大きくかつ対象地点の近上流に位置する場合であって、計画規模を超える洪水に対しては効果が低下し、またダムの集水域以外の残流域からの洪水に対し

では、全く効果がなく、ダムによる治水効果は限定的であります。

我が国の地形は急峻で、降雨は梅雨期と台風期に集中して降るため、利水面では貯水することが不可欠であります。このため、古代から農業用ため池が全国各地につくられ、稲作を支えるとともに池の文化と称されるほど我々の生活に密着してきました。産業経済の発展とともに水需要は増加し、特に高度成長時代と言われた1950年代から70年代にかけて以降、利水ダムあるいは治水と利水を目的とした多目的ダムが多数建設されていますが、安定成長期と言われる現在では、水需要そのものが漸減傾向にあり、一部の例外を除いて利水面からの新規ダムの建設は不要であると、このような基本的な考えに立脚しまして、淀川水系流域委員会は、2003年1月に発表した提言でダムは原則として建設しないとするとともに、2003年12月発表した意見書で事業中の4ダムの新規ダムは中止することも選択肢の1つとして抜本的な見直しが必要であるとしました。以上が基本的な考え方です。

次に2番目としまして、事業中のダムについての検討方針、淀川水系流域委員会は、提言でこれからの河川整備の理念として、環境については、河川や湖沼の環境の保全・再生を重視する。治水については、いかなる大洪水に対しても被害を回避・軽減する。利水については、水需要が一定の枠内でバランスするよう水需要を管理する。利用については、河川生態系と共生する利用を図る。住民参加については、多様な意見を聴取し、計画づくりへの参加を図るとしました。

一方、河川整備計画は、おおむね20年から30年を対象とするものでありますので、ダムにかかわる環境・治水・利水の具体的な目標を今の河川整備の理念に基づき、次のように設定します。環境につきましては、河川・湖沼及び流域本来の生態系を保全するとともに、歴史・文化を保全・継承する。治水につきましては、床上浸水のような壊滅的被害を回避する。利水につきましては、水需要を管理するとともに既往最大湯水に対して都市用水の断水を回避する。なお、治水では河道の流下能力として既往最大洪水程度に耐えられるものとするとともに、それを超えても破堤しないように堤防を補強して、壊滅的被害を回避するようにする必要がある。ここにいう既往最大洪水とは、実績降雨による洪水で、土地利用の変化を考慮した流量が最大となるものであり、実績の降雨パターンを引き伸ばして算定される既往最大規模洪水とは別のものです。

事業中の5つのダムの妥当性は、ダム以外の方法を含めて、これらの具体的な目標を達成できるかどうかという観点から検討いたしますが、具体的な検討手順を示しますと、まず1は、ダムの主たる目的とその効果について精査する、2番目は、ダムの主たる目的にかかわるダム以外の方法とその効果について検討する、3番目は、河川整備計画の具体的な目標の実現性からダム建設の妥当性を評価する、こういう方針で行きたいと思っております。個々の部分につきましては、3章以下

については、12月5日の説明を聞きまして、作業部会としては、できるだけ早く案をつくって委員の皆様にご意見を伺っていきたくて思っております。以上です。

芦田委員長

どうもありがとうございました。本来ならば、きょうはかなり具体的に個々のダムの事業についても経過報告していただく予定であったんですが、重要な資料が12月1日、5日に出てきますので、それを待ってから検討して出すというふうにいたしました。ご了承ください。きょうは従来から言ってきたことを、基本方針を再確認するような格好で書いておるわけですが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

この前のダムワーキングの勉強会で、こうしたダムの問題に対する環境のかかわりについていろいろ議論しまして、先にこういうものを入れた方がいいんじゃないかということで入れていただいたわけですが、特にそのあたりも含めてご意見はございますでしょうか。はい。

川那部委員

川那部でございます。ダムのワーキンググループ、非常に数回しか出てなくて申しわけないですが、そのとき、たしか申し上げたと思うんですけども、一番最後の、この部分、これではわからないことはないんですけども、やはり、そのときにも申したかと思っておりますけれども、河川法の中に、自然環境保全というのは目的化されているということを考えるとすれば、このはになるべきであって、としては、ダムの建設というものが河川環境の保全に関して、マイナス、プラスを含めてどういう影響を及ぼすのかということは、このところで検討されると同時に、やはり検討はされるというのをに入れていただいた上で、この具体的な目標の実現性から建設の妥当性を評価すると言っていたべきなのではないかと思っております。具体的な個々のダムに関する件に関しましては、仮に、このところでダムの建設の問題が格別に必要ではないという結論にもしもなった場合は、これは必要ないかもしれません。一般論としては、やはりこの部分をここにに入れていただくというのが必要なのではないかと前のときに申しましたので、繰り返させていただきます。ご議論していただければと思います。

芦田委員長

よろしいですか。

今本委員

今の件は、確かにダムのワーキングとして各ダムについてどうするか、結果によってかなり変わってくるわけです。結果のいかんにかかわらず、少なくとも5章の終わりのところ、あるいはその前でそういうことをきちんと委員会としてのダムに対する環境面からの評価を加えたい、あるいは

もっと場合によって別の場所がいいかもわかりませんが、いずれにしてもどこかでは今言われたようなことを加えたいと思っています。

川那部委員

くどく申し上げるようでございますけれども、というふうに申しましたのは、今本ダムワーキングリーダーがおっしゃったように、ある場合には必要でない場合があるかもわかりません。その場合は、については議論をする必要はないと、総論としてはいいけれども、各々について今回は議論する必要がないというだけで十分なのではないかというふうに思っておりますので、できることなら、 、 、 というように順番に入れていただくことを希望いたします。

今本委員

わかりました。

芦田委員長

そのほか。はい、どうぞ。

山村委員

山村です。今、川那部委員さんのおっしゃったことと関係するんですが、同じ 、 のところですけれども、ダムの主たる目的とその効果、 のところも、その効果というふうになっておるんですけれども、効果にはプラスとマイナスがあるんですが、ここでいう効果というのは、プラスの効果だけなのか、マイナスの効果は含まないのか、やはりそのマイナスの効果というものを検討としてはやっぱり検討をすべきではないかという点で、その点をちょっと明確にしたらどうかという意見です。

今本委員

今本です。先ほど言いましたように、原案の中でダムの評価をするときに、当然マイナスのことも考えなければならないと思っております。この原案で書きました効果というのは、あくまでこれは河川管理者が主張する効果です。こういう効果があるという基礎案になってます。その効果が本当にあるかどうかということを検討している、しようとしているのがこの部分です。ダム以外の部分についても同じことです。当然マイナスの効果というのがありますので、ダムをつくるかどうかということを議論する場合に、あるいは評価をする場合には、当然マイナスの効果についても検討しなければならないと思っております。

芦田委員長

これでいいと思うんですけど、比較する場合に、例えば事業費とか、そういうようなものは我々としては非常に検討しにくいんですけども、実現性も含めて非常に重要な課題になってくると思う

んですが、そのあたりはどうでしょうね。

今本委員

具体的に経費が幾らかかるかということは、我々の能力を超えたものであります。ただ、常識的にこれまでのいろんな事業を参考にしますと、ある程度の目安はつくと思います。そういう意味からばかげた事業費を要する案だとか、そういったものを対象にする意図はありません。

芦田委員長

事業費とかはそんな詳細な検討はできないしね。

今本委員

そうですね。事業費まで検討しなさいということになりましたら、ダムワーキングは結論を出すなということだと同義だと思いますのでね。こういう流域委員会を設けた限り流域委員会はいろんなところで検討しなければならないという意見も確かに聞きます。しかし、委員にはおのずから能力の限界があるわけです。我々は調査機関を持っているわけでもありません。したがって、調査機関を要するようなことを要求されたら、これは委員を辞任せざるを得ません。

芦田委員長

そういうことだと思いますが、実現性については、我々はわかる範囲について検討する必要があると思うんですね。

嘉田さん、よくおっしゃっていますが、ダムと地域社会とのかかわりとか、そういうような問題について触れた方がいいと思うんですけども、何かコメントはありませんでしょうか。

嘉田委員

どの段階でどういうふうに触れるべきかというのは、今、ここにこうしろと具体案はないですが、この委員会のこの場でということではなくて、もう少しワーキングの中で詰めさせていただきたいと思います。

芦田委員長

どういう段階で触れるかは別として、非常に地域社会とのかかわりというのは、ダムの主たる目的とその効果、効果の中に入るかもしれませんね。どういうふうに入れるかというのは非常に難しいんですね。

嘉田委員

広い意味では1の中に入ると思います。ダムの目的の中に治水、利水プラス、これは主目的にはなってないですが、地域社会に対して何らかの暗黙の約束をしてきております。地域振興とかあるいはダム湖を利用したレジャー活用のようなものですね。そういうものをどこまで歴史的にたどっ



てこの中に入れるかということは、何らかの形でワーキングでは議論をする必要があると思います。特に地域の住民の方たちに対する責任というところは大変重要だと思いますし、それぞれの自治体が20年、30年かけてこの問題に対してやってきているわけですから、それに対する何らかの意見というのは出すべきだろうと思います。

芦田委員長

この中に入れるのは非常に難しいと思いますので、どういうふうにするか考えていただきたいと思います。

嘉田委員

はい。附帯意見ということで必要ならば、何らかの文案はまとめさせていただきますが。

芦田委員長

はい、どうぞ、塚本さん。

塚本委員

塚本です。この報告の中で、どこに具体というのは今後考えたいんですけども、実は、ダムのテーマがありながら、今後というのは、やはり堤内越流というのをしっかりと認識するということが大事だと思います。それで、越流ということで、要するに今までは一滴も水を出さないということで人々は無関心になってきたんですけども、今回のような災害もあって、安心した越流ということを考えるということは非常にプラスになるという。といいますのは、やはり人が川との近づき、つき合いということを自然の認識も含めて考える。それから、どうしたらその被害を軽減できる防災に当たれるかという認識を持つ。それから、堤内ですから河川管理だけじゃなくて、ほかの分野がかかわりを持たざるを得ない。逆に言って、そこで共通した認識でもって物事をやるということでは、越流ということは非常に大事なことです。

それから、生物とか、人間も生き物として、そのことによっていかに川が川らしく改修可能であるかという、この許容量がふえるということ。これを考えると、基本高水ということの、人々を安全に守るということのもう1つの新たな考え方として、住民が常に川や自然のことをちゃんと知りながらやっていくということに対しては、非常に整合性があるんじゃないかなと。

そこでは、堤防強化というのは非常に大事です。高水時に対して河道を確保するということは、本当にやっていかなければ、真剣にやっていかなければならないことだということで、このようなプラス面、越流ということに対しての認識というのをどこかでしっかりとプラス面があると、今後大事であるということで、どこかにその内容が入ればというふうに私は考えます。

芦田委員長

今のご意見は、この報告書にどのように。追加するということですか。ちょっとわかりにくいですけど。今本さんどうですか。

今本委員

このことは、さんざん議論してきたことでありますし、今の原案で言いますと、2ページ目の3行目から、なお治水では、河道の流下能力として既往最大洪水程度に耐えられるものとするとともに、それを超えても破堤しないように堤防を補強して、壊滅的被害を回避するようにする必要があると書いてあるわけです。これをどうすればいいと言うのですか。

塚本委員

先ほど、委員長は嘉田さんに、住民とのかかわりはというふうにおっしゃったので、住民側から見た認識として、どういう作用を起こしていくんだというプラス面というのが必要じゃないかということなんです。

今本委員

今の問題は非常に大事な問題ですので、何らかの形で最後の「終わりに」の部分ではきちんと書いておきたいと思っています。これは、ダムを採用する場合であろうと、ダムを採用しない場合であろうと、これだけ社会的に問題になった、あるいは長年検討されてきたことですから、いずれにしても地域社会に影響を与えるわけですよね。いずれになろうとも。それへのケアといいますが、そういうことは必要だと思いますし、大事なことだと思いますので、今のところで章を改めてやるか、その辺もひっくるめてとなるか、いずれにしても書いておきたいと思います。

芦田委員長

それは嘉田さんをお願いしたいと思うんですけどね。そういうことで、今、塚本さんがおっしゃったことを含めて、章を改めて書くということで。ワーキングで検討していただけますか。

そのほかはございませんでしょうか。はい、田中さん。

田中真澄委員

田中真澄です。先ほども川那部委員からも意見が出てましたが、この具体的な検討手順を示すと次のとおりであるという、この具体的な検討手順なんですけど、  
、  
とありますが、河川法にいわゆる環境という主軸が入った以上は、この環境の面についてダムでいろんな面が起きるといってその視点を、やはり検討手順の中にきちんと私は入れておくべきではないかと思うんですけど、いかがでしょう。

今本委員

今本です。そういう視点から見ますと、ダム建設の是非というのは検討できますか。ここは是非を問っているわけですから、今のは非ということになるんじゃないですか。

田中真澄委員

ということは、例えばダムの問題が、計画が行われたときに、環境問題という、いわゆるそこから起きてくる、前回も予防原則という言葉が出てましたけれども、環境に対するダムがもたらす問題というのは、やはり検討手順としては僕は入れておくべきではないかと思えますが。

芦田委員長

これは、ダムのマイナスの影響というか、その中に入るわけじゃないんでしょうか。

今本委員

いろんなところを入れておけというのは非常に気楽です。入れておけと言うた限り目次をつくってください、こういうふうな構成に下さいというふうな。そうでなかったら言うのをやめてください。

田中真澄委員

そのために作業部会で議論されたと思うんですが、  
、  
、  
だけを見てますと、目的、その効果を精査する、あるいはダム以外の方法とその効果について検討する、そして最後はダム建設の妥当性を評価するということになれば、例えばこれが全部クリアされた場合は、環境という少なくとも将来起きるであろう問題については、検討手順としてはどこに入ってくるかということをお願いしたいし、現委員会の少ない日数の中で環境の軸が先送りされる恐れがあります。

今本委員

基本的な考え方として、一番最初に環境面から言えば、負の重大な影響を、不可逆的な影響を与えるおそれがある場合には、治水あるいは利水に必要な場合ですら回避するように努力すると、先ほど説明したとおりです。

芦田委員長

はい、どうぞ。

有馬委員

有馬です。最近ダムワーキングを欠席ばかりしていて、理解が十分でないかもしれませんが、今問題になっております自然への影響云々。これは、不可逆的で重大な負の影響を及ぼす場合とはいうふうに初めの方に書いてあります。その影響を及ぼすかどうかということ、これの検討はやっぱり手順の中に当然入れなきゃいけないことじゃないかなと思うんですが、それはあかんのですか。

今本委員

私はあかんと言っているんじゃないんです。我々の能力を超えていると。できたらやっていただけませんか。

有馬委員

有馬です。やっていただけませんかというのはちょっと意味がようわからんですが。例えば、負の影響があるということになったら、その影響を減らすような方法、例えばダムの場合とか規模だとか、そういうふうなところでいろいろ検討していけばいいんであって、もしどうしても必要である場合。やっぱり影響が、負の影響を及ぼすおそれがある場合、あるかないかというのは、当然手順の中にその検討が含まれなければいけないと私は、そう思います。

芦田委員長

ダムによる環境への影響ですね。それはしかし、これはダムをつくるかどうかということをもまず検討した上での。それは何回も前から議論しておるんですけども、まずダムが必要かどうかという検討をしますわね。それで、必要であってもマイナスの非常に重要な影響がある場合にはまた建設につながらんという議論をするわけですね。そういうことでこれは構成されておるわけでしょう。はい、西野さん。

西野委員

西野です。環境面の検討というのは、非常に難しい。なぜ難しいかといいますと、予測が難しい。今までいろんなところでダムが建設されて、こういう事例があるということがあるわけですけども、個々の事例に関してどうかという問題を予測するという面と、それから、もう1つは、今回の場合は、例えば下流の琵琶湖に対する影響というような問題がありまして、それにつきましては、いろいろ重大な影響があるんじゃないかということは懸念されているわけですけども、じゃ、それを具体的に検証することが現時点でできるかというのは難しい。そうしますと、その予防原則、つまり回復不可能である。あるいは、非常に重大な影響があると考えられる場合には予防原則を用いるというふうな考えざるを得ないということが最初の「はじめに」に書いてあるわけですね。

個々のダムについて、具体的にどういうことがあるかということを検討することが現時点で可能かどうかという問題になってくると思うんですね。それが今の時点では、指摘はできると思いますけども、具体的に精査検討できるようなレベルにあるというふうには私は思わないということです。

芦田委員長

前回勉強会でその議論をしまして、前半にこういうふうには挿入しようという方針にしたわけです。

よね。

西野委員

はい。

芦田委員長

もちろん環境の検討はやらないと言っているわけじゃないんだけど、すぐ結論につながらないんじゃないかということで。

西野委員

ですから、検討しないということではありませんで、具体的な問題としては、こういうことが考えられると、こういうおそれがあるということは、どこかで指摘しておく必要があると思います。ただ、個々のダムについて書くのか、あるいはそうではなくて、どこかの一章でまとめてそういうことを書くのかというのはあると思いますけど、当然のことながら指摘する必要はあると思っております。

芦田委員長

そうですね。指摘はもちろんいいんですけど、それについて精査確認せいと言われても、報告書では無理やろう、これは。

西野委員

現時点のレベルで、我々の力量で、今あるデータで指摘は可能ですけどね。それで精査確認して判断できるかというところは難しい。

芦田委員長

もう少しこういう調査をする必要があるというような、そういう指摘になるかもしれませんね。

西野委員

はい。

芦田委員長

そういうことで。はい、川上さん。

川上委員

川上です。この予防原則について、何らかの短い言葉での説明が少しこの中に要るんじゃないかと。そのことが今の議論と関係がございまして、予防原則というのは、現在の科学技術のレベル、あるいは知見において、環境に対して著しい影響があるということはだれしもがわかっているものの、その因果関係を科学的に現時点において証明することが不可能である。しかし、大きな影響があることは明らかであるというふうな事柄に関しまして、実施することを控えるということが予防

原則の一番肝心なところであろうかというふうに私は理解しているわけなんですけども。

芦田委員長

環境についてのご意見がたくさん出ておりますが、それはもちろんわかっているわけです。それを無視しているわけじゃなくて、ちゃんとここに書いて、やろうとしてるわけなんですけども、報告書の段階で精査確認して出すというのは非常に困難だからこういう書き方になっているんだと思うんです。そういうことでご理解いただきたいと思うんですけど。皆様のご心配は、ご指摘は十分わかっているんです。

三田村委員

三田村でございます。前回のダムワーキングで、私も意見を述べさせていただいた関係もありますので、有馬委員のご心配はもっともだろうと思いますが、こんなふうに解釈していただきたいと思います。それは、西野委員がおっしゃったように、環境問題は、1足す1は2かどうかわからない。1掛ける1は5にもなるし、あるいは0.5かもしれないですね、将来のことでございますので。そういう意味で、予防原則という言葉が出てきているんだろうと思います。

取り返しのつかないような重大なこともおよそ想像できますね。そうでないかもしれませんが、およそ想像がつくと思います。そういうこともありますので不可逆的という表現がしてあるんですね。ここの文面数行というのは、裏の2ページに、お持ちでない一般の方もいらっしゃるんだろうと思うんですけども、ダムの主たる目的とその効果について精査するとかでございますけれども、ここでの精査あるいは検討するというのは、相当ハードルが高い精査をしないと、あるいは検討しないと環境面のところでまた戻ってきますよという表現だろうと思うんです。前文でこうしてあるのは、相当高いハードルだろうというふうにお考えくだされば、私は問題ないと思いますね。

環境についても検討するということになりますと、そこで数年かかってしまうかもしれません。あるいは結論が出なくなるかもしれません。したがって、不可逆的などいいますか、相当取り返しのつかないようなことであろうということになれば、それを重視するというのでよろしいかと思えます。ハードルが非常に高くなるというぐあいにお考えくださればいいんじゃないかと思えますけども。

芦田委員長

どうもありがとうございました。そういうことで。はい、有馬さん。

有馬委員

有馬です。そうすると、今までダムについていろんな膨大な資料をいただきましたが、その中にいろんな事前調査、自然環境についての事前調査なんかがありました。中には危惧種が見つかった

ので、それを移植するとか、いわゆる保全対策なんていうのも触れられておった。そういうことの報告についての検討、これくらいは流域委員会ででもできるんじゃないかと思うんですが。でも、今のお話でいきますと、不可逆的なマイナスの影響を及ぼすおそれがあるかないかというのは、流域委員会ではなくて、ほかのそういうことができるセクションに任せとけと、そういうことなんですか。

三田村委員

個人的には全く違うと思います。流域委員会がこの意見書を出すわけですから。今までの河川管理者側からの資料等も基礎的に含めましてね。ただ、それだけでは判断できないのが環境だということだろうと思います。

有馬委員

はい、何とかわかります。

芦田委員長

寺川さん。

寺川委員

今の問題はダム作業部会でも議論してきた部分なんです、環境の問題については非常に重要なことであるということ。それで、やはりご心配いただいているのは、恐らく今回提出されたのが、この「はじめに」の部分と検討方針だけですので、当初、全体のダムに対するこれまで検討してきたことを出そうということであったわけですが、それがきょう出す段階に至らなかったという部分がございますので、そういった部分で非常にご心配いただいている部分というか、そういうものもあるんじゃないかと思います。先ほど今本ダムワーキングリーダーがおっしゃったように12月1日と5日に河川管理者の方からさらに整備計画の基礎案についての説明が行われるということですので、それを受けて我々としては全面的に考えて、さらにこの後の個別のダムの部分も含めて検討するということになります。それを十分吟味した上で各委員が判断していくと、議論していくということは十分できると思います。今日は前の部分だけですので、非常にご心配というか、不十分な文になっているんじゃないかと、そのように私は思いますので発言させていただきます。

芦田委員長

よろしゅうございますでしょうか。はい、西野さん。

西野委員

もう1点補足させていただきますと、先ほど河川管理者から出されて絶滅危惧種を移動させるとか、そういう話がありましたが、それは整備シートに書かれているものは整備シートの方で書くと

いうことであって、ダムワーキングの仕事ではないというふうに思っております。

芦田委員長

よろしゅうございますか。はい。

尾藤委員

委員の尾藤です。全然ピント外れというか、今までお話の出たことと全然関係のないところをちょっと一言申し上げたいと思います。しかし、私にとっては、ダムをどう考えるかということについてこれから申し上げることは、結構重たい視点になっております。また、地方整備局の方に要請することでもなく、きょう出ている報告案の中に入れる入れないというようなことも余り関係がないかなというようなことなんでしょうけれども、たまたまきょう具体的な討論が先送りになったということで、いつか言う機会があるかなとぼんやり思ってきましたので述べさせていただきます。ただ、うまくしゃべれるかどうかわかりません。済みません。

というのは、私はダムというのは、つまるところ政治の問題ではないかというふうに考えてきた面があります。それは突然脱ダム宣言をやる知事があらわれたり、私は原発と比べてダムもよく似たところがあるなとかねて思っていたんですけれども、つまり突然ある知事が当選して原発の誘致を中止するというふうなことが起きてまいりました。

そんな政治の流れの中で、ダムの問題というのをちょっと振り返ってみると、やっぱりダムをつくる時のお金、私は何回か質問してきましたけれども、お金の問題がどうしても入る。その点からみると結局ダムというのは、非常に高い国家的要請のもとでスタートしたということがあると思うんですね。

一番最初、1900年に神戸でつくられたダムというのは水道用であって、その次に電力用のダムができてということで、治水というのはもっと後になってから出てくる。日本で、治水という考え方をひっくり返して多目的のダムづくりが出てきたのは、やっぱりアメリカの例のテネシー川流域のTVA、大恐慌が起きた後の、どういうふうにして経済的な立ち直りをするかという目的をからめた作り方のあとです。それを1930年代から日本も学んだというか、まねをして地域振興、経済発展のためにダム作りをやる。そこに国家的な、一つの国づくりということで大量のお金をかけるという流れができてきたと思うんですね。

しかし、そういう流れは、第2次世界大戦に入ったので一たん頓挫してなくなりますけれども、戦後のダム関係のものをを見ると、ざっと見ただけでも、例えば敗戦から間もなくの1950年に国土総合開発法、1952年に電源開発法、1957年に特定目的ダム法、その仕上げのように1961年に水資源開発法というふうに法律ができていくわけですね。その流れの中でダムというのは、道路を建設しな



ればならない、港を建設しなければならぬといった国を復興させることの中の1つの公共事業の考え方の中に組み込まれて、治山、治水事業10カ年計画とか、これは後で5カ年計画というのに変わりますけれども、その中に位置づけられ、結局、日本における水資源というのは、ダムでやるんだという1つの国家的枠組みができちゃったと思うんですね。そこで、政と官と財のスクラムといえますか、そういう一つの構造ができて、ずっと突っ走ってきたと思えるんです。

それが現在どういうふうになってきたかと一足飛びに飛びますと、結局、お金の流れ、ダムをつくるということについてのお金の流れが完璧にシステム化されている中でつくってきたために、例えば1980年代ぐらいからですか、財政のとぼしい地方自治体は、広域水道を設置するというふうなことで、つまり、ダムをつくるのなら、国はこれだけお金の面倒を見るよ、というシステムに皆飛びついたと思うんですね。そういうことで地方自治体も自分のところだけで作るのでは非常にお金がかかるけれども、共同して国と分け合ってお金を出すのならと、広域水道という面からダム建設の方に行く。それは、現在皆さんご承知のように、人口増、需要増、経済発展など全部が違ってきたから撤退していているわけでありませうけれども。

しかし、そういう流れをずっと見てまいりますと、こういう開発途上国のような、つまり法律を作り中央に権力を集め、莫大な税金を国家が配分をして何か大きなプロジェクトをやるというやり方は、現代にはもう合わなくなっているんじゃないかと。私は、原則的には、ダムのような大きなプロジェクトは、地域住民とその地方自治体とが第一義的に考えるべき問題であり、最初から国家が介入をして、内閣が計画も決定権も持っているシステムを見直し、住民と地方自治体ももっともとかかわる方向へいくべきだ、従来からのつくり方の流れを、もうそろそろ変えなくては行けないのではないかという感じがするんですね。それは、どのような行政のあり方を選択するかという政治の問題であって、今までお話しになった具体的な数値に基づくような議論ではないんですけれども、私はダムの是非をめぐる方向性なり考え方の一つとしてこういう問題があるのではないかなと思ってまいりました。

そういうところで、99年の地方分権一括法を初め、地方分権推進委員会等がやっていることを見ていると、非常な勢いで国から地方への分権ということが今流れとして出てきている。国家が持っている財源を地方に移して、その地方の財源でもっとも身近な住民と自治体が何かをやる、または、しないという選択をする。そういう方向に、20年、30年後というのは、かなり変わっているのではないかと。国の本省も、例えば防衛と外交、司法と裁判など全国統一のルールでやらなければいけないものだけが残し、5つか6つぐらいの省になって、そのほかは恐らく地方へ優秀な人材も分散していくのではないかと。そうしなければ、豊かな国として生き残れないような時代になるのでは

ないかという感じがするんですね。

そういうことから見ると、私はダム今のようにつくり方から、どこかで、それを換えようという声が出なくちゃいけないんじゃないかと。それは、ここに1つのきっかけがあって、例えば代替案というものがどういう有効性を持つのか。私の直感では、ダムをつくって長く50年、100年たった場合、ある時点からダムのリスクの方がだんだん上がって、代替案で少しずつやっていった方が安全な対策になっていくんじゃないかという感じがするんですね。

ひとつの考え方としてはあるのではないかなということで、今までの議論とはちょっと関係のないことかなと思いながら、長々と述べさせていただきました。

芦田委員長

はい、どうも。どういうふうに受けとめたらいいかわかりませんが、非常に基本的な大事な提言ではあるんですが、ちょっと流域委員会の議論を超えているかもわからんとは思いますが、それぞれのところでそれぞれの人が受けとめたいと思いますけれども。

江頭さん。

江頭委員

江頭です。ひょっとしたら不謹慎かもしれませんが、治水のところでは既往最大洪水についての記述に少し不安があります。ここでは実績降雨に基づく洪水ということですが、例えば淀川流域の本川を考える場合には随分データがございますし、流域が大きいですから、雨の降り方もなまってきて、実績降雨で十分かなという気がいたします。一方、高時川なんかを例に挙げますと、ここで実績降雨で洪水を議論できるほどのデータの蓄積があるのか、そこら辺がちょっと不安になります。これらについてはむしろ河川管理者に伺った方がいいのかもしれませんが、河道整備計画をつくっていくだけの実績降雨の蓄積が本当にあるのかという不安があります。

芦田委員長

おっしゃることはわかりますが、これは、既往最大というのは狭窄部上流の治水対策について言っているのであって、今の高時川のはちょっと違いますよね。これはどういう対象洪水にするのかというのはまだ一度も聞いたことがないんです。それについて早く河川管理者の方から説明してほしいとは言っているんですけども。だから、それについて河川管理者は何かご発言がございませうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

河川調査官の児玉です。高時川についてはダムワーキングの前回か前々回のときに治水についてお話をさせていただきました。高時川の狭窄部の上流というところにはあたりませんので、既往最

大洪水を対象にするということではございません。天井川という特殊な、特殊といいますか、あのあたりではよくありますけども、特殊な河川でありまして、ここでは私どもの直轄で管理しておるところの堤防がある区間と同じように破堤による被害というのを回避軽減したいというのが大きな目標であります。その際に、当然対象となる洪水でありますけども、これは下流でもそうでありましたけれども、あらゆる洪水に対しての破堤の被害の回避軽減を目指していきたいということになります。

特にこの高時川については、これまで長年河川改修が進んでいないということになります。なるべく早くに治水の効果が発現できるような方法というのを考えていくべきだということでお話を、前回か前々回だったと思いますがダムワーキングの方でさせていただいております。

芦田委員長

はい、わかりました。はい、本多さん。

本多委員

本多です。余り大きな問題ではありませんので少し訂正だけのことになるかとは思いますが、具体的な検討手順ということですのでその表現をもっとわかりやすくしておく必要があるのではないかと思います。 、 なんですが、「効果について精査する」「効果について検討する」ということになっておりますが、ダムの効果があることは当然のことでありまして、たとえ限定的であろうが費用対効果が悪かろうが、ダムがあれば効果があるというのは当然のことですので。

それと、提言で私たちが言うておるのは有効性があればということですので、ここの表現はやはりその有効性について精査する、有効性について検討するというふうに書き改めて、それ以降も目的及び有効性というふうにした方が検討手順の表現としてはより正確性があるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

芦田委員長

そうですね。それはいいと思いますけど。今本さんいかがですか。

今本委員

これは河川管理者が出してきた基礎案に対するものでして、基礎案で効果という言葉が使われているわけです。それで対比できるように効果という言葉を使っただけで、私はこだわりません。

芦田委員長

有効性の方がいいと思いますね。

今本委員

いや、それは私はもう少し検討させてもらいたいと思います。あるいは、ほかの人の意見もひっ

くるめて検討したいと思います。

芦田委員長

それでは、ワーキングで検討してください。はい、村上さん。

村上委員

村上です。先ほど尾藤さんがおっしゃったことが僕は大事なことだと思ひまして、ここのダムワーキングの報告の中にどのように入れるかということについても含めて意見を述べたいんですけども、まず1点は、1つ尾藤さんがおっしゃったことで、確かにこれは入れなければと思ったことがありまして、1、2、3の検討ページの中で、その効果及び影響に関する検討の中で、長期的な時間スケールということの言葉をどこかに入れておく必要があるのではないかと思ひました。それは環境面でもそうですし、コストに関しても、基本的に建設コストしか今のところ、どの案に対しても多分出していただいてないと思うんですが、次の世代の人たちに何を残していくのかということと考えたときに、やはり長いスケールでの検討というものはつい忘れがちなので、ここにきっちり文言として入れておく必要があるのではないかと思うのが1点です。

それともう1点は、尾藤委員がおっしゃってくださっていたことを聞きながら思っていたことは、このダムの検討を通じて紆余曲折というか、非常に今本先生が苦労してくださっていると思うんですけども、この中でいろんな出てきている問題というのが、今、尾藤先生がおっしゃってくださったように公共事業のあり方とか、公共事業の意思の決定の仕方とか、あるいは地域と実地のあり方とか、そういうものをすごく象徴している出来事だと思うんです。ここの審議の状態、あるいは県や地方で起こっている議論の総体が、すごく今それを象徴しているなと思ひて、何かしらこの報告の中で、ダムの報告なのか委員会の意見書なのかかわからないんですけども、こういう議論の中で起こってきた焦点、例えばダムのワーキングで議論してきたことと言えば既往最大洪水というものの決め方、目標洪水の決め方、あるいは環境というものを定量化できないものに対してどういうふうに評価するのかということが非常に難しいことであったりとか、そういう今まさに象徴的に出てきているものを、どこかでこの議論の中で出てきたものとして委員会として出すものなのか、個人それぞれが書くものなのかかわからないんですけども、これを何とか、ここの委員会で特に一生懸命やったださっている方の努力を社会還元するために何かそういう形でまとめていただけないかなということを目見として入れさせていただきます。

芦田委員長

はい、どうぞ。山本さん。

山本委員

山本です。2点あります。1つは今、村上委員がおっしゃいましたことに関連して、最初の方に芦田委員長、嘉田委員等から出ておりました地元への影響、地域振興のためのダムであったこと、住民と自治体のかかわりの中で歴史的な経緯があってきたことに対して、ここで事業中の5ダムが何らかの形で当初の計画から変更を余儀なくされるとすれば、その変更に対して委員会としては何らかのことを言う義務があるのではないかと私は思っております。それが、ダムワーキングの作業部会の方でおまとめいただいておりますダムワーキング報告に入るのか、この委員会としてその後つけていただけるのかわからないんですけども、ぜひそのことには触れていただきたいと思えます。

もう1点は、ダムワーキング報告案の2ページ目の、治水に関する具体的な目標についてです。上から3行目は、治水に対する具体的な目標として「河道の流下能力として既往最大洪水程度に耐えられるものとする」ということが書かれておまして、これはダムワーキング作業部会の方でおまとめいただきましたもので、おまとめいただいた委員の皆様方には非常な労力とお時間をかけていただいたと感謝しております。

この点についてですが、「既往最大洪水程度」という、「程度」という言葉が初めて入っております。具体的な目標としては、数値を特定してそれに対する効果が発揮できるのか、クリアできるのかといった目標ではないのかというふうに思っているんですけども、それは今までのダムワーキングの中で議論されてきました実績降雨をとるのか、引き伸ばして既往最大規模洪水というものを考えるのかというようなことが、委員会、ダムワーキングとしての結論というのに至っていなかったと私は認識しています。この点はダムワーキング作業部会の中でおまとめいただいたこととしてきょうここに出てきていると思うんですが、もしこれについてご説明があるのならばご説明していただきたいと思えます。これは目標をどのように定めるのかということで、その後、各5ダム個別の精査についてとても影響してくることだと思いますのでよろしくお願いします。

芦田委員長

どうもありがとうございました。ご意見がたくさん出ておりますけども、これについていいか悪いかとここで言うんじゃなくて、ダムワーキングの経過報告でございますので、持ち帰っていただいて検討していただくと。委員会で決めるんじゃなくてダムワーキングで検討していただいた方がいいんじゃないかなと思えますが、よろしく。はい。

寺田委員長代理

寺田です。初めのところで1点、できれば補充をしてもらいたいと思うのは、最近台風23号等で

防災ということに対する、実際に発生した被害に対する意識、関心が非常に高まっていると思うんです。そういう意味で、どのようにこういう意見を出すかというのは非常にタイミング的にもいいといえますか、注目されると思うので。特にこの治水の関係では、いかなる大洪水に対しても被害を回避軽減するということの理念、これは基本的には全部回避、防御ということをするべきなんですけども、しかし残念ながら、そうであっても、実際には水があふれたり、場合によっては破堤をしたり、浸水被害が発生するという事は可能性としてはあるわけです。

したがって、この整備計画というのは、実はそういう回避するための手だてというものを最大限考えるんですけども、しかし不可分一体的に、それでもなおかつこの被害が発生する浸水被害に対してどう対応するかということが表裏一体として考えられなくてはいけないんだということの意識というのがこれは皆さん多分あると思うんですけども、そういうことをぜひとも初めの部分で指摘をしていただきたいなと。これは当然のことなんだろうけども、目標はあくまでも回避するんだということに置いてますけども、しかしながら、現実にはそういう浸水被害が発生するという事を前提として、それに対する防災対策ということの必要性があるんだと、それが重要なんだという指摘だけは最大限、初めの部分でやっていただきたいなと。

もちろんこれはダム事業に対する意見書ですから、個別のところでは防災対策云々を言う必要は全くない。ただし初めのところで、それはそういう回避軽減のための対策というものと不可分一体的に防災対策というものが位置づけられなくてはならないんだということの意識をできたら指摘をしておいてもらった方が私はいいいんじゃないかなというふうに思うんですけど。ご検討をいただければありがたいです。

今本委員

今の点は確かに現実がどうであるかという問題ですので、そのような思いが入るように努力します。

それから、先ほど対象とする洪水についての議論が出てましたけども、途中でほかの話題に移ってしまったんですけども。私が思うのは、これまでの河川管理者の説明では、狭窄部上流では既往最大を使うということはずっと言ってきました。ところが、そう言いつつも岩倉峡の上流では既往最大規模という概念で、いわばダブルスタンダードを使っているわけです。

ダムワーキングではどう考えようかということで、一応既往最大という実績をとろうということになりました。狭窄部以外の普通のところではどうなのかと。この場合にも、1つの目安として程度という言葉が入っていますけども、その程度の洪水は河道にそういう能力を持たせたいと、これは最低限です。それを持っていたらいいというんじゃなく、私は最低限だと思います。それを超え

る場合も常にあるわけですから、その場合には越水しても破堤しにくいような堤防補強、これをしようと言ってきたというのがこの委員会の大きな流れだと思っています。

そういうことをどういうふうに表現するか。これは口で言ってもなかなかわかりませんし、また、きょうあらかじめこういう文章を渡しておかないといけなかったんですけども、次回以降できるだけ早く文章化したものを皆さんのお手元とに配って具体的に検討してもらおうというふうにしたいと思います。

芦田委員長

そうですね。狭窄部上流以外のところにおきましてもいかなる洪水に対してもということで、特に対象洪水を決めないという考えもあるんですけども、しかし、現実には被害は起こるわけですね。だから二、三十年でできる目標というのはやっぱりある程度要るんじゃないかなと。そういうところであってもね。すぐに堤防補強して越水してもどうもないと、大丈夫だというような対策ができればそれでいいんですけども、それは目標であって、やっぱり現実には被害が起こる可能性が高いんです。だから、二、三十年で少なくともこれぐらいまでは対象にしようとするあれがあり得るんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりが基本的な治水理念の転換とちょっと矛盾するようなところがございますが。

そのあたりは河川管理者はどういうふうに考えておるのか、次の説明を受けるときにどういう資料が出てくるのかにもかかわりますのでちょっと聞いておきたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

もう一度済みません。ちょっと質問の趣旨を。

芦田委員長

趣旨は、狭窄部上流以外のところは河川の下流と同じようにいかなる洪水についても被害を軽減すると。特に対象洪水を目標としない、決めないということになっていますね。そういうことでいきますと、下流部は割合流下能力が高くなっているからいいんですけども、天井川なんかは非常に危ない状況ですよ。だから、少なくとも洪水安全度が非常に違うと思うんです。そういう洪水安全度が低いところに対しては、少なくとも20年、30年の目標でここまでいくという対象の目標を決めた方がいいのではないかなという気がするんですけどね。

河川調査官（近畿地方整備局 河川部 河川部長 宮本）

非常に原点に戻った議論なんですけども、まず何と申しますか、ここまでの洪水をクリアしようという目標を決めずに、いかなる洪水でも破堤による被害を回避して軽減しようという目標は、これは皆さん共通だというふうに思っているんです。

その上で、これは我々は100年、200年先を考えているんじゃないしに、現実、この流域委員会自体は理念からいくんじゃないしに現場を見ながら何が問題かと、今こういう洪水が起こったら何とどこで破堤するか、どこで浸水するかと、それをどうクリアしていくかということからスタートしていったと思います。

そういう意味においては今すぐにでも、例えば木がいっぱい繁茂していると、あるいは、若干これを掘削すれば非常に流下能力が上がるということについては、これは整備計画の中でやっていけばいいと思うんです。それで、堤防補強と同時にそういうことをやっていく。その結果として、例えばそれが戦後最大ぐらいの洪水でいけますよとか、あるいは既往最大洪水までいけますよというふうな評価を我々は出していけばいいと思っています。

その中で、もう少しここまでやれば、もう少し本当に効率的に流下能力が上がるということがあれば、それはそれで下流に影響がない範囲でやっていけばいいといふふうに我々は思っています。そういう意味においては、いわゆる狭窄部上流じゃない一般下流についてはいかなる洪水においてもということを大目標にしながら、現場で今どういうふうな状況になっている、どこがネックになっているかということを中心にしながらこの整備計画に入れ込んでいって、その結果としてどれぐらいの安全度が確保できるのか、あふれない安全度が確保できるのかということをお出しして、それに対してまた皆さん方から意見をもらうということだといふふうに私は思っています。これは若干意見が違ってもいるかもしれませんが、少なくとも今までこの4年間というのは、狭窄部上流以外についてはそういうふうな考え方で私は来たといふふうに思っています。

芦田委員長

わかりました。確かに、そういう考えに行くというのは1つの手ではありますね。

河川調査官（近畿地方整備局 河川部 河川部長 宮本）

そのときにですね、くどいようですが、目標というんじゃないしに、例えば昭和57年の洪水だったらこの程度まで安全ですよとかいけますよとか、ここが問題ですよとかいう、そういうふうな評価するときに、過去の洪水でありますとか戦後最大とか既往最大ということを目安として使って、どの辺ぐらいまで達成できるかということをお出しするのは私は当然すべきだといふふうに思っています。

芦田委員長

わかりました。そういうことでよろしいですね。

いろんな意見が出ましたけど、これはダムワーキングの方で、恐縮ですけども受けとめていただいて検討をお願いしたいと思います。あんまり時間がありませんから大変ですけど、よろしく。



それではここで10分休憩したいと思います。

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それではこれから休憩に入らせていただきます。10分ということなのですが、時間が中途半端でございますので5時40分から再開ということをお願いしたいと思います。また、委員の方におかれまして、休憩室は裏の第2会議室になります。また、喫煙場所についてですが、やはり裏の事務室になりますのでご協力をお願いいたします。また、一般傍聴者の方が非常に多うございまして、プロジェクターが設置をしておりますが、これから予定しております一般傍聴者からの質問についても発言されたい方がいらっしゃれば、その際にこちらの会場までお越しただいてご質問を承りますようよろしくお願いいたします。

〔午後 5時27分 休憩〕

〔午後 5時45分 再開〕

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは時間になりましたので再開をさせていただきます。芦田委員長よろしくお願いいたします。

芦田委員長

それでは再開いたします。まず、委員の皆さん、資料1の最後のページにこの前の運営委員会の会議結果がございますので、ちょっと見ていただきたいと思います。

18ページ、19ページで今後の運営について相談いたしまして、「決定事項」と書いてあります1、2番目につきましては「意見の取りまとめについて（意見交換）」、これは運営会議でやることではありませんけれども、委員会で議論をやっていたのを場外で続けてやっているというような感じでございます。運営会議は意見を交換する場ではございませんので参考のためにつけただけでございます。

決定事項を見ていただきますと事業点検というのがありますが、ダムの検討結果につきまして、12月5日に地域住民から広く意見を聞く場を設けることにして検討会を開くということにしております。きょうの基本的な考え方の資料に基づいて意見を言っていただくわけでございますが、時間がございませんので、時間の関係で既に作業に入っておるということをご了承いただきたいと思います。12月5日、13時30分から17時まで住民から意見を聞く会を設けるということでございます。そういうことで皆さんご参加をよろしくお願いいたします。

内容については今進めておりますし、これからすぐに、まず意見を発表する人の募集をしておるわけでございますが、大勢申し込んでいただくとすると全部は到底できませんので。資料4-2に

ございます。資料4 - 2の「住民の意見を聴く会の実施要領（案）」でございますが、「（川上ダム、丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、余野川ダム）について、広く地域住民からの意見を伺うことにより、委員会での検討の参考に資する」ということでカラスマプラザ21、この場所で13時30分から17時30分までやります。会議の進め方については「あらかじめ発言者を定め、発言の後、質疑応答を行う」ということで「発言者は5つのダムごとに2名程度、およびダム問題全般2名程度」ということで12名程度を想定しております。そういうことで発言いただいて委員との質疑応答を行って、それから一般傍聴者からも意見を聞くということも行います。そういうふうなことで発言者の選定要領を下に書いておりますが、こういうことで作業を進めておりますのでご了承をお願いしたいと思います。ご協力お願いしたいと思います。何かご質問はございますでしょうか。

それでは地域部会の検討経過について、はい。

寺川委員

4の「発言者の選定要領」ですけれども、この2つ目のところから「発言希望者には、本委員会（11月16日開催の第35回委員会）で提出された、ダムWG報告（案）骨子を見た上で、400字以内で意見を提出いただく」ということになっているんですけれども、こことその次のホームページのところはちょっと訂正しておく必要があるかと思うんですが。

芦田委員長

そうですね。これは仕方ないですね。訂正したいと思います。

川那部委員

訂正でいいんですが、どちらの訂正になるんですか。きょう出たもの、2ページの上までというところでいくんですね、そういうことですね。

芦田委員長

はい。

川那部委員

わかりました。

### 3) 地域部会における検討経過

芦田委員長

よろしゅうございますでしょうか。それでは地域部会における検討経過、開催状況、各部会検討経過の報告等を地域部会長さんからお願いできますか。庶務がやりましょうか。まず、庶務がやってください。

庶務（みずほ情報総研 篠田）

それでは資料3 - 1、平成16年度、事業にかかわる進捗点検の検討経過ということでこの資料のご説明をさせていただきます。9月以降、各部会におきまして河川管理者の方から今年度の事業進捗報告が行われております。10月以降におきましては各部会の方で作業部会等を設けまして、基礎案の整備シート全般、あるいはこの河川管理者から事業進捗の報告をされました内容に関しまして各委員の方の方からご意見を集めまして、庶務の方でもって意見の取りまとめをやってまして、現状これが終わっているような状況です。

それで、現状の内容に関しまして委員レベルの意見ということで、今後、部会の意見としまして取りまとめの段階に入っていくような状況になっています。これにつきましては、先ほど委員長の方からご説明いただきました、各部会からメンバーを選定しまして調整会議というものを今後開いていくと。

芦田委員長

そこは説明の必要はないですよ。今から説明する箇所ですから。

庶務（みずほ情報総研 篠田）

申しわけございません。失礼いたしました。委員長、よろしくお願いします。

芦田委員長

それでは、補足いただくことがありましたら部会長さん、ないでしょうか。寺田さん、何かございませんか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、地域部会で今整備計画の見直し点検をやっていただいているわけで、非常に熱心に行っているんですが、それぞれのところでやっていただいても統一がなかなかとれないんじゃないかということで、先ほどの運営会議の報告を見ていただきますと、事業点検の進め方、これは全体の意見として委員会として集約いたします。その場合に各部会の代表者数名で構成する連絡会議を設けまして、それで調整を図っていただくと。12月20日の第36回、1月上旬の委員会で検討することになるわけですが、調整していただく連絡会議のメンバーというのは、運営会議としては決めまして本日お願いするわけですが、琵琶湖部会は江頭委員と中村委員にお願いしたいと。淀川部会は今本委員と柁屋委員、川上委員にお願いしたいと。猪名川部会は池淵委員、本多委員にお願いしたいと、こういうふうに運営会議では決めたわけですが、きょう皆さんに要請するわけで、受けていただけますでしょうか。よろしくお願いします。わかりましたか。各地域部会で検討しておられることをまとめて調整を図って委員会に出していただくと。

委員会では最終的に2つのことを諮問されているわけですが、事業中のダムについての意見、それ

から整備点検のあり方、その2つについて意見を書くんですけども、それはダムワーキンググループから出されたもの、それから今言いました連絡会議でまとめていただいた地域部会の見直し点検の意見、それをまとめて、それと同時に、せっかくですから今までこの流域委員会を4年間やってきましていろいろいいことを随分提案してきたわけですが、その際、概要というか、簡単ですが、考え方などをちょっとまとめておきたいと思ひまして、それを運営会議ではやろうじゃないかというふうに考えたわけですが、これにつきまして皆さんのご意見をお伺いしたいと思ひます。

4年間にわたって物すごく時間をかけてやってきた成果を歴史に残したいという思ひがありますし、メンバーも変わりますから、この中で残る方もおられますけども少ないわけですので、新しいメンバーの人にも引き継ぐということもありますし、そういうことで記録にとどめたいというふうに思ひ、ダムワーキングの意見と地域部会の見直し点検の意見だけではなくて、少しまとめたものをまとめて1月初旬に開催します委員会で皆さんにお諮りしたい。最終的には1月22日を一応最終予定しておりますが、その委員会で答申するというか河川管理者の方にお渡しするというふうに考えております。

はい、どうぞ。

村上委員

村上です。今最後におっしゃってくださった概要をまとめるという点ですけども、先ほど私が発言したことがそういうつもりの趣旨でありましたので強く賛同いたします。よろしくお願ひします。

芦田委員長

はい。せっかくの皆さんのご苦勞を残しておきたいと。

はい、どうぞ。

塚本委員

委員がよくやったわけですから、その次に手渡すものというものを明確にあらわしておくのが大事じゃないかなと思ひております。

芦田委員長

それで、皆さんこれだけは残しておきたいという思ひもあると思ひます。いろいろ検討してきた結果、こういうことがまずかったとかこういうことをやる必要があるというような反省というか、今後につながるような思ひを書いていただいたらありがたいと思ひますけども、それはまた、これに載せるか別の文集みたいなものにするか、ここでそういうのを決めるというのは、皆さんのご意見をお伺いしてから考えたいと思ひます。

いかがでしょうか。そのあたりざっくばらんに。あんまり負担をかけるのも本意ではありませんけども、皆さん思いもあるでしょうし、そうたくさん、400字詰め1枚ぐらいでも2枚ぐらいでも結構ですけど、そういうのをまとめた方がいいというようなお考えがあればやりたいと思うんですけど。寺田さんいかがでしょうか。

寺田委員長代理

ちょっと補充的に。今、委員長の方が説明されている部分は、この資料1の18ページの運営会議の「検討内容、決定事項」の1番のところの下の方に出ている部分なんですけども。これは今も説明がありますように、皆さんもご承知のとおり1月末でこの委員会は任期切れということで新しい委員会に組織がえになると。現委員の中で新しい委員会、組織改定後の委員会に残る委員の数は3分の1ぐらいになると思うんです。4年間一緒にやってきて、最後に出します意見書は今ご苦労いただいています5つのダム事業についての意見、それからこの進捗状況についての整備内容シートについての具体的な意見ということにとどまります。

けども、この委員会自身が4年間やってきた中での成果とともに課題もたくさんあるわけで、おのおのその課題は皆さんが思いを持っておられると思うので、ぜひそれを新しい委員会に引き継ぐためにも、どんな視点からでも結構ですけども意見をお寄せいただきたいと。それを次の新しい委員会に引き継いでもらおうじゃないかということでこういうことを提案をさせていただきました。運営会議ではそれをきょうの全体委員会で承認の上で実施に移そうということですので、ご意見があればお聞きもしたいですし。

内容的なことは別にきょうお聞きするんじゃなくて、こういうことでやろうということでご賛同を得れば、1月22日は最終になりますから、その前に臨時に入れることになりました1月11日の全体委員会のときまでに書いていただいたものを一定整理集約して、報告書とは別個のものにもちろんなるとは思いますけども、さっき委員長は文集とおっしゃいましたけど、そういう何らかの冊子として1つのものとしてつくりたいというふうに思っていますので、その点、できれば何か提案でも結構ですからご意見をいただければありがたいんですけど。こうしたらどうかという。

芦田委員長

はい、どうぞ。

西野委員

西野です。文集という話があったんですけど、1つ、ダムワーキングで河川管理者の方からいろんな資料が出ていまして、その中には非常に貴重な資料、今までほとんど検討されていなかった資料というのがたくさんあるんですね。それを今後引き継ぐ上でも何らかの形でぜひ残していただ

きたいと。

芦田委員長

資料集みたいなのですね。

西野委員

そうですね。それを全部残すというのがいいのかどうかというのは難しいと思うんですけども、しかし、今まで全く議論されてなかった問題であるとか、そういうものについてかなり詳細な検討をされた結果というのが出てますので、その資料は今後のためにぜひ残していただきたいというふうに要望します。

芦田委員長

それは河川管理者の方に検討していただく必要がありますね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。残すとおっしゃられたんですが、どういうイメージでしょうか。現在流域委員会の方に提示した資料というのは基本的にはホームページ等でごらんいただけるという意味では保存されておっただれでも見られるという状況なんですけど、例えば冊子にしてきちんとまとめるとか、そういうイメージでしょうか。

芦田委員長

少し整理してまとめるということだと思うんですけど。

西野委員

よろしいでしょうか。実際は、例えばダムワーキングでしたら、毎回まとまったものが出てきているというよりは、あるダムについて少し検討しましたという形でばらばらと出ているんですけども、それを例えばダムごとにまとめるとか、そういう形である程度整理したものがだれでも見られるような形ですね。ウェブでも結構なんですけど、将来的にそれがずっと継続して見られるということが。見られるというのは、言及できるということが重要じゃないかなと。

芦田委員長

今までのたくさんの資料をばらばらに入れているやつを適当に整理していただいて、参考文献みたいな格好に、まとまった格好にすると。それは今すぐには。ちょっと検討していただければいいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

ダムに関する調整は現在も継続中でありまして、継続中のものは今申し上げたような形で参考にしていただけるわけですが、調査検討が終わった後も何らかの形で皆さん方が参考にできるよ

うな形にしたいと思います。

芦田委員長

たくさんの資料が出ているし、ダブっているやつもあるし、整理すると非常にいいあれになるんじゃないかなと思うんですが、どういうふうに整理するかは検討してください。

はい、どうぞ。

中村委員

琵琶湖部会の中村です。この「検討内容、決定事項」の1番でちょっと確認したいんですが、決定事項の一番最初のポチの文章なんですが、「事業進捗の点検については、全体の意見として集約するために、各部会の代表者数名で構成する会議で検討して」と、ここに「検討して」が入っているんですが、その次に「12月20日の第36回委員会か1月上旬の委員会で検討する」と。「検討して」「検討する」となっているんですが、これはどういう意味なんですか。

芦田委員長

「検討して」「検討する」というのは、まず最初の「事業進捗点検については、全体の意見として集約するために、各部会の代表者で構成する会議で検討して」。「検討して」というのは、様式を統一するとかいろいろありますね。

中村委員

具体的な作業は何が作業になるんですかね。作業の材料として出てくるのは何が出てくるんですか。

寺田委員長代理

ちょっといいですか。具体的に、例えば淀川の場合はもう既に基本的にはでき上がっているんですよ。各委員でもう分担を決めて、この意見はみんなで分担してもう決めたものが。

中村委員

それは事業進捗の点検というやつですね。2つのシートですね。

寺田委員長代理

はい。けども、例えば同じ項目について、淀川の場合は2人もしくは3人で分担をして意見を書いているわけですね。そういうようなものを1つの意見として集約しないといけません。そういう作業とか、各部会で書式とか書き方も必ずしも統一されていませんで、各部会で出てきたものを今のこの連絡会議で統一したものにさせていただく必要があるというふうな作業が主なものだと思います。そこで整理をしてもらったものを全体の委員会に提案をさせていただいて、全体の委員会で検討と書いていますけど、もちろん検討の上で承認をさせていただくという意味なんです。柵屋さん、

ちょっと補充してください。

榎屋委員

今そういうお話がありまして、各個人で出していただいた意見を集約してということになるわけですが、それに関しては、私のイメージとしては流域委員会の意見書の中に既に整理されたものがありますから、それとつながるような形で、前回に原案に対してこういう意見を言いました、それに対して基礎案はこう進んでいる、それに対してさらにこうしてほしいというようなイメージにするべきではないかなと今考えています。やっぱり意見書をよく見ていただいてということでシートの意見をまとめたらと思っています。

芦田委員長

琵琶湖部会もこういうやつをつくっていただいているわけでしょう。

中村委員

これは、今年度の段階で事業進捗をした表についてということですね。それだけの話ですよ。それ以上のことではないですね。基礎案全体についてということではないですね。

芦田委員長

ないです。

中村委員

わかりました。それからもう1つは2つ目のポチなんですけども、「意見書作成に際して」という「意見書」というのは、これは全体の意見書なんですね。

芦田委員長

はい。

中村委員

その次のポチで「35回委員会に提出された報告書案」というのは、これはダムワーキングの報告書案のことですか。

芦田委員長

報告書案と意見書案と2つ。これは同じものです。だから、ダムワーキングの方では報告書と言っておられるのを委員会では意見書という。

中村委員

この2つ目のポチの意見書作成というのはダムワーキングの報告書のことですか。

芦田委員長

そうです。報告書と、地域部会の整備点検の意見書というか報告書とあわせて。



中村委員

そうすると、委員会からはダムワーキングの報告書が意見書として出ると。

芦田委員長

それを検討した上で。

中村委員

そういうことでいいんですか。

芦田委員長

はい。そういうことですから、それでよろしいですか。

はい。

今本委員

今本です。私はダムに対しては委員会としては意見書だと思っんです。その意見書を書くためにダムワーキングは委員会に報告するというふうに私は言葉を使い分けていたんですけども。

芦田委員長

私もそういうふうに思っておったんです。だから、報告書を出していただいて、それを検討して意見書にすると。

そのほか何かございますでしょうか。こうしたらいいというような提案がございましたら。はい。

中村委員

最後から3つ目のところにコアワーキンググループというのがあるんですけども、これはダムワーキングとは別に委員会全体でコアワーキングをつくるんですか。

芦田委員長

これは最初にダムワーキングをつくったときにコアワーキングをつくったんです。コアワーキングというのは連絡委員と運営会議委員と、それから。

中村委員

わかりました。そっちのコアワーキングですね。

芦田委員長

よろしゅうございますか。はい。

榎屋委員

榎屋です。質問です。コアワーキングのメンバーはまだアナウンスされていないと思うんですが。

芦田委員長

コアワーキングのメンバーは一番最初にアナウンスしたと思うんですが、運営会議のメンバーで

すね。それからダムワーキングリーダー、サブリーダーです。それに実際作業していただく、作業部会のメンバーも一緒に入っていたらいいと思うんですけどね。これはコア委員会のメンバーではありませんけども、一緒に入っていた方がいいんじゃないかと私は思っております。

よろしゅうございますでしょうか。そのほか何かこういうやつをやったらいいんじゃないかという提案はございますでしょうか。みんなお疲れになっておるから。

はい、どうぞ。

塚本委員

今の内容のほかのことでいいんですね。

芦田委員長

はい、いいです。

塚本委員

今、河川敷保全利用委員会とか、いろいろ委員会が始まりつつありますね。そのものと流域委員会との関係ですが、ある意味では総合性、統合性という関係づけがやわらかくあってもいいんじゃないかとは思いますが、その辺のことはどうなんですかね。

芦田委員長

そのあたりはすべて議論しておりませんけどね。

塚本委員

次に回されますか。

芦田委員長

まあ、もう今ちょっと大変ですから、次にやっていただくと。

塚本委員

はい、わかりました。

芦田委員長

はい。

川那部委員

琵琶湖部会で忘れておりました。琵琶湖部会から出ていくものが、当然ながらダムに関係する部分の琵琶湖部会として扱わないといけないものは、ダムワーキンググループの意見を聞いた上で出てくるということになると思いますけれども。

それからもう1つ、先ほど江頭さんと、それから中村さんをお願いしたのは、基礎原案における整備内容シートと、基礎案における整備内容シートと、それから進捗状況に関するシートとを比較

したのについて意見がきちっと出ていくという形をとります。

琵琶湖部会の場合は、もう1つの問題として、やっぱり水位の問題、沿岸の問題というか、どうしてもこれはありますので、これについては実は嘉田さんと西野さんにある程度まとめていただくことを考えております。

そういう点で、きょうのところには書いてございませんでしたけれども、コアのワーキンググループの中に、メンバーそのものでなくてももちろん構わないんですが、嘉田さん、西野さんという、水位に関する部分について琵琶湖部会から何らかのことを言うということが起こった場合に、できるだけ議論をした後の話ですけれども、それもコア会議のワーキンググループに呼んでいただくようにこれはお願いいたしたいと思います。

芦田委員長

余りクローズに考えておりませんので。

川那部委員

はい。では、よろしくお願いいたします。

芦田委員長

はい、どうぞ。川上さん。

川上委員

川上です。最終の、現時点で最終のダムワーキングのときに、ダムに関する各対話集会の結果、もしくは中間報告といいますが、まだ終わってないところもあります。終わっているのは木津川上流対話集会だけだと思うんですが。

それを、資料として河川管理者から提供いただくようお願いをしたと思うんですが、それもやはりダムワーキングの取りまとめの中で参考にしながら進めていくべきだと思うんですが、河川管理者の方でおまとめ、用意いただいておりますでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。対話集会でございますけれども、取りまとまっておるもの、あるいは途中段階のものも含めてお出しを、そこまでの状況をご報告をさせていただきたいと思います。

1日の前にでも、取りまとまっておるものについてはお送りをするようにしたいと思います。

#### 4) 委員会の今後の運営について

芦田委員長

それでは、よろしゅうございますでしょうか。委員会の今後の運営について、庶務から資料を説明してください。

庶務（みずほ情報総研 篠田）

資料4 - 1に基づいて、「委員会における今後の検討スケジュール（案）」についてご報告させていただきます。前回の委員会です出したものよりも、かなり細かくなっています。それで一応、上の方から順番に、再度確認の意味を込めましてやりたいと思います。

サブワーキングに関しましては、現状、ダムワーキングの方に一緒になっているような格好になっていますが、ただし地域部会の方ではやはりダムの問題も取り扱うということで、一応11月から12月に状況に応じて地域部会との合同開催というものを入れています。

ダムワーキングの方ですけども、これに関しまして、先ほどの芦田委員長のご説明がありましたように、今月の運営委員会でいろんな会議を行うということで、それで12月1日、12月5日ですね、この日がダムワーキングが新たに書かれています。この席で河川管理者の方から新たな資料をいただきまして、それをもって最終的に取りまとめに入っていくようになります。

それから、コアワーキングを書いています。これは12月11日の開催になっております。

こういったところを踏まえまして、最終的に意見の調整を行っていきながら、12月20日に向けて案を出していくという形をとっています。

地域部会に関しましては、先ほど言いましたように、11月半ばを過ぎてこの委員会が終わった後、調整会議というものを設けて、それで部会間の調整を行っていきます。

最後に委員会なんですけども、従来の予定に1つふやまして、1月11日に追加しております。大体このあたりで、あらかじめの委員会としての意見の取りまとめをやっていって、最終的に1月22日でもって完了するような形のスケジュールになっています。

以上です。

芦田委員長

今後、スケジュールがぐちゃぐちゃとしてまして、こう見るだけでもちょっと嫌になるような感じがあるんですけども、いずれにしても最後は1月22日ということですが、1月11日に当初考えてなかったやつを追加させていただきました。ここで大体もうほとんど固めて、1月22日はしゃんしゃんといきたいものであるなあというふうに思っております。よろしく願います。

非常に皆さんに負担をかけることばかりで、大変恐縮に思っておるんですが、もうちょっとでございましてからひとつ頑張ってください。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

芦田委員長

それでは、一般傍聴者からの意見をお伺いしたいと思うんですが、ご意見のある方は手を挙げて

ください。

では、右の方から順番にお願いします。

傍聴者（増田）

大阪箕面から参りました増田京子です。余野川ダムの中で、いろいろここでも発言させていただいているんですけども、先回の11月10日のダムワーキングでも傍聴させていただきました。

そのときは意見は言わなかったんですけども、きょうの議論を聞いてまして、一番最初にその報告書の骨子案が出なかったということ、正直言いまして非常に失望しております。前回、その11月10日のワーキングのときに、もうある程度の文書が出ておりましたので、それ以上のものを今日出していただけるものだと思って期待して参りました。

私も、この4年間、いろいろな形でこういう傍聴をさせていただいておりますけれども、確かにその流域委員会の皆さん、本当にすごい努力されて一生懸命いろんなことを勉強され、研究され、そして議論されているのはわかるんですけども、私もこうやって傍聴に何回も来ておりますけれども、そのためには余野川ダムのところ、実際のところを見に行ったりとか、そういうことをやっております。そして、また余野川ダムは「水と緑の健康都市」の関係もありますので、大阪府ともいろいろな話、情報を仕入れたりとか、そういう努力もしております。

ですからそういう、私たちこうやって傍聴者に手に届かない資料を持って皆さんが今日議論をされたということに対して、正直言いまして、今まで公開をもとにしておりましたこの委員会がそういうふうな形になってきているということに危惧を抱いておりますので、そういう点に関しましてはもう少し頑張っていたきたいと。もう本当にあと数カ月しかないんですけども、お願いしておきたいと思います。

それで、まだ今度の12月1日と5日ですか、整備局の方から資料が出るということなんですけれども、私は今回の住民の討論会、意見を聞く会にも意見を出させていただきたいと思ってきょう来たんですけども、骨子案が出ない中でどのような意見を書こうかなと。今までも住民対話討論会に参加させていただきましたので、もうそれ以上のものを私としても出すことがない、議論することがないという中で、どうやって意見を出していこうかなと思っておりますので。何か明日からですか、ホームページに出るといことですけども、あした出る、17日にホームページに出るその骨子案、期待できるものにしていただきたいと、これは要望します。

そしてもう1つ、きょう一番最初に環境の話をされていたと思うんですけども、私もこれも正直言いまして、ここには環境の専門の方がたくさんいらっしゃるにもかかわらず、そしてまた提言書のときに、これは私は感動を持って聞かせていただいたんですけども、環境を一番上に持ってこ

ようと、一番目に環境を持ってこようという提言書のときに話があったと思います。にもかかわらず、やはり今回の委員の意見の中にもっと、それからダム報告書の中にももっとその環境の面はしっかりと書いていただきたい。できれば個別ダムについても書いていただきたいと思います。

例えば、余野川ダムでしたら本多委員がシカの調査をされました。そして、クロマドボタルのちょっと変種というか、そういうのも発見されたという事実があるんですから、そういうことも含めて、やはり環境の面に関しては突っ込んで書いていただきたいと思います。要望にしておきますのでよろしくをお願いします。

芦田委員長

どうもありがとうございました。きょうはご期待に沿えずに申しわけなかったと思うんですが、次の方、お願いします。一番後ろの方。

傍聴者（浅野）

月ヶ瀬憲章の会、浅野です。川上ダム建設計画を総合的に評価しますと、環境問題としてオオサンショウウオ、オオタカなど天然記念物、希少種、重要種、30数種を含む「多様で豊かな生物の宝庫」を間違いなく大破壊すること。地質問題として、活断層を含む前深瀬川大断層帯の存在が明らかになってきたこと。及び貯水池への初生的地すべりの多発も懸念され、桐ヶ丘大住宅地へのダム津波水害も心配されること。治水問題として、「正直な岩倉峡疎通量」は  $4,300\text{m}^3/\text{s}$  以上あり、上野遊水地と合わせ、「昭和40年24号台風の単純引き伸ばし大洪水」というバーチャル洪水のピーク流量  $5,887\text{m}^3/\text{s}$  においても全く氾濫が起こらないということ。ダム地点は10分の1の集水面積に過ぎず、広域の洪水防止に対してもと大した働きは期待できないこと。利水問題としては、奈良県の撤退は確実視され、西宮市も撤退の道を探っていること。伊賀市は自己水源取水量が余っている上、将来需要推計も過大見積もりになっているし、水価、水代がべらぼうにはね上がる見通しである以上、断念せざるを得ないはずであります。

要するに、何ひとつよいところがない。無理、無理の計画で、国民の税金のむだ遣いが甚だしい計画としか言えません。

流域委員会は、これまでの不透明な説明に翻弄されてきた感が強いですが、しっかりしていただきたいと思います。バーチャル洪水などは、いかにそれを防ごうかと治水事業を計画しましても、いわゆる一般的には20年30年の期間で現実的に有効な整備ができるわけがないので、やはり一番大切な治水哲学として、流域を大災害としないことを前提とした「考え得る限りの流域対応策」を整備計画に盛り込むことであろうと思っております。

以上です。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

その次の方、はい、後ろの方。

傍聴者（畑中）

11月1日から市町村合併によりまして伊賀市が誕生いたしました。そこから来ました。もっと具体的に言いますと、川上ダム建設予定地の住民であります畑中尚といいます。

きょうの一般からの意見書の中に、「伊賀の水と緑を考える会」に所属をしていますが、私たちの代表である森本博さんの方から申し入れ書と申しますか、このダムによる利水のことでお願いをしています。そこで近畿地方整備局河川部長の宮本さんの名前を「司」が落ちておりまして、おわびして訂正をいたします。

私たち、伊賀地域で木津川上流地域の住民対話集会というのを行いました。先ほどもお話がありましたように、それは終了いたしまして、淀川水系流域委員会にもご意見、あるいはまた話し合った内容等について提出をさせていただいているところでもあります。

そこで出された伊賀用水、いわゆる川上ダムを水源とする水需要について資料が提出されました。給水対象6市町村における水需要推計1、2ということで出されました。伊賀のこの川上ダムによる水需要ですね。

私は、きょう来たのは、これに基づいて近畿地方整備局が奈良県、西宮、そういったところにもこういう水需要の推計と申しますか、予測と申しますか、こういう資料を出されるのかなあと考えて来たんですが、聞くところによると12月5日に報告がなされると、こういうことが言われたので、ぜひそういうことを取りまとめていただいて、流域委員会、あるいはまたこの参加されている私たち一般傍聴者にも、それぞれ川上ダムに関する利水について資料を提出いただきたい、こういうふうに思います。

他の事業中のダムについては、それぞれの地域の皆さんがご要望があると思うんですが、私は特に川上ダム建設に関して、ぜひ近畿地方整備局にもお願いをし、流域委員会もぜひこの水需要精査について資料を提出するように求めていただきたいと思います。以上です。

芦田委員長

ありがとうございました。

その次の方、お願いします。はい、どうぞ。

傍聴者（千代延）

吹田の千代延です。ダムに関する審議もいよいよ最終コーナーになり、きょうは大分緊張感が漂

ったように思いました。

皆さんの審議の結果は、現実の問題に強く影響を与えます。例えば、これまで長くダム completion を待っていた人たちに、ダムをつくるにしろ、つくらないにしろ、直接大きな影響を与えます。そのために委員の皆さんには責任感もあり、重圧になっていることはよく理解できます。しかし、最後までこの重圧に耐えて、提言にうたわれましたあの理念、それから意見書であらわされました基本的な考えに照らして、しっかり胸の張れる意見書、これは答申ですか意見書ですか、を出していただくよう強くお願いいたします。

そのためには、これまでもやられてきましたけども、ダムの代替案を徹底的に検討していただきたい、こういうふうに思います。しかし、残念ながら、河川管理者がこれまでに出示された代替案を見ますと、少し新鮮味に欠けているところが多いように思います。既存の手法の組み合わせであったり、無難な域を出ていないと。もっと革新的な発想に基づいた代替案を出してほしいと願っております。

また、案を出すに当たって、なぜそれが出せないかということをお聞きしますと、それは滋賀県が承諾しないのではないか、あるいは地元が納得しないのではないか、あるいは水道事業者の納得が得られないのではないか、こういう発想で、何か自分のところで一肌脱いで汗をかいて三方一両損というような、そういう案でもつくってやろうかというようなところが余りにも少ないと思うんです。

きょうの会議で私も知りましたが、12月1日と12月5日の2回にわたって、いよいよ最終の、利水も含めていろんな代替案が出てくるようです。まあ言うならこれが最後のチャンスです。したがって、これは流域委員会の方から、河川管理者に対して、私が先ほど申しましたようなことを勇気を持って盛り込んで、あと1日と5日の機会にそれを出していただくようくれぐれもお願いしていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

芦田委員長

どうも激励いただきましてありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。ありますか。河川管理者の方から。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。さっきに申し上げた方がよかったかもしれませんが、12月5日にご報告をさせていただきますということを、ダムに関する私どもの報告をさせていただきますということを申し上げておきたいと思います。



これは6月以降、調査検討の結果を、ちょっと悪い言葉で申し上げますと、できた順番にこう出してきております。したがって、まとまった説明になっていないというようなところがございます。それをきちんと、私どもとしての12月の最初の時点での調査検討の結果、ここまでがまとまったというものをお出しをしたいと思っております。5日の前に1日という日がございますけども、5日、大変時間が短うございますので、1日と合わせて資料としてはお出しし、ご説明をしたいと思っております。

ただ、これはいわば調査検討の中間取りまとめというようなものになるかと思えます。現時点で私ども調査検討がすべて終わっているということではございませんので、まだ私どもとして実施するとかしないとかということの答えをお出しするという意味ではございませんで、調査検討の結果、ここまでこういうことなんだということをもう一度きちんとお話をさせていただきたいと思っております。それが12月5日ということでございます。

芦田委員長

どうも。

そのほか何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。

塚本委員

それに関するんですけども、ハイウォーターレベルで堤防が破堤しないというところのその結果、堤内に対する浸水状態を3ダム共通で、同じ比較で、同じ表で出していきたい。

いろいろ今まで出ましたけどばらばらなんで、そこが、その基本がちゃんと見えないんで、ぜひお願いしたい。

芦田委員長

はい、西野さん。

西野委員

西野です。最初の「ダムWG報告（案）」について、環境の部分が検討されてないという指摘があって、それはさっき一般の意見からも出ているんですけど、これは大変重要な問題だというふうに考えております。

入れるか入れないかですね、川那部委員が言われたように、3番目にそれを入れるか入れないかというのは我々の力量にかかっているわけですけども、そこを入れると、入れて全部のダムについて、環境面について、その検討できるだけの力量があるかどうかというのはあんまり自信がないので、それで入れなかったわけですけども、もし委員の皆さんが、全員がやはり入れるべきで、入れて自分たちも検討するんであるというふうに思われるのであれば、やはり入れた方がいいのではな

いかというふうに思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。先ほどの塚本委員からのリクエストがございましたけれども、ダムを検討をする際に堤防の扱いをどうするかということについては、これはダムワーキングの中でも議論になったかと思えます。

現在、ダムの検討を行う際に、堤防天端から余裕高を引いたところに水位が至ったときに破堤をするという仮定のもとに、現在は検討を進めております。これについては、いろいろ議論のあった末に、当然、堤防補強というのはこれから越水対策も含めて検討し、さらに実施していくということはこれは共通認識であるけれども、直ちに今現時点でそのような評価をしているかということそうではないということで、今、私が申し上げたような仮定のもとにさまざまな検討を進めてきています。

この点について、いや、やっぱりそこは、そのほかのケースについても改めてここはやっぱり検討すべきだということでしょうか、これがダムワーキングなり、あるいは委員会として、いや、そこはああ言ったけどやっぱり今の時点でもう一回そこは検討せよと、そういうことなのか、ここはちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

塚本委員

あくまでね、参考資料としてです。資料としてそのところを明らかにしてほしい、出していただきたいという提案なんですけど。

芦田委員長

次回に、12月1日及び5日に資料を出していただくわけですが、水需要の精査について、これは全部じゃないと思えますけども、できるだけ資料を出してもらおうということ。それから治水に関しては、今までばらばらに出していただいておりますけど、まとめて、まず工事何も何もしなかった場合、その地域がどういう状況に、狭窄部上流の話ですけど、既往最大洪水でどういうことが起こるのかということをもっと出していただいて、それからダム事業をやってそれがどうなるのかと。効果がある場合とか、ない場合はいろいろあると、雨の降り方によってはあると思えますけども、それを出していただいて、次にダムによらずにその他の方法、代替案によっていろいろ考えられますけども、その代替案によってそれをカバーできるのかどうかということ。

そういう資料は、今まで部分的には出してもらっていると思えますけども、ずっと系統的に、ストーリー的に出していただくとわかりやすいなど。それについて環境もどういうことが予想されるかということのいろいろ調べておりますから、環境の面もあわせてポイントを出してもらおうと。

調査をたくさんやっておりますけども、一覧表にして見やすいような格好で出していただいたら

ありがたいと思いますので、よろしく。

できますか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

どういう形でお示しするのがわかりやすいかというのはよく考えて、させていただきたいと思えます。

芦田委員長

ダムワーキングで作業しやすいような格好でとにかく出していただくということ。よろしゅうございませうか。まあ頑張ってくださいということ。

今まで随分資料を出してもらってますわね。ほとんどの資料が出ていると思うんです。それをまとめて我々見てないんで、あんまり。

それでは、きょうは傍聴者の方には期待を裏切って申しわけなかったんですけど、一生懸命、我々やってはいるんです。次回にはしっかりしたあれを出したいと思えます。

どうもありがとうございました。これで終わります。

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、これで第35回委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

すいません、1点だけ修正をお願いしたいんですが、申しわけございませう。資料5で今後のスケジュールがございませう。その中で、先ほど住民の意見を聞く会ということでご紹介がございませうたけれども、これの時間帯ですが、12月5日、日曜日、現状では13時から17時になっておりますが、13時30分から17時半ということでご訂正いただきますようお願いいたします。

〔午後 6時48分 閉会〕

### 議事録承認について

第13回運営会議（2002/07/16）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間2週間）。
- 2．確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間をめぐりて期限を延長し、発言者にその連絡を行う。
- 3．延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。